

消費者安全調査委員会発足後の生命・身体被害情報の適切な処理及び対応のための体制について(案)

(平成23年11月30日「消費者庁に寄せられる生命・身体被害情報の適切な処理及びそれに基づく対応の実施」の見直し)

平成24年11月現在

【情報の入手】

「消費者安全法」
による通知
年間約2,850件

「消費生活用製品安全法」
による報告
年間約1,250件

医療機関NT
事故情報DB
NITE事故情報
照会案件
その他※
年間約22,000件

※薬事法に基づく一般用医薬品等に係る製造販売業者等の報告（医薬品等副作用報告リスト、医薬品等使用上の注意改訂を除く。）

「消費者安全法による
事故等原因調査等の
申出」

【情報の点検と要対応事案(入手情報点検チーム)】

- 事故情報に目を通し、事故情報を確認
- 注意喚起等を行う事案の抽出を効率的に進め、具体的な【対応】に重点を置いて取り組む
必要に応じ、外部の専門家等を活用

＜抽出の観点＞

- ・重大な被害を含む事案
- ・子ども・高齢者等社会的弱者に被害が多発している事案
- ・急速かつ重大な被害の拡大の可能性を示す事案
- ・その他類似の事案件数が多い事案

主査: 消費者安全課長
副主査: 政策企画調査官
メンバー: 消費者安全課担当者



- 入手情報点検チーム内の分野別担当者による一次点検
②の情報について、抽出の観点に従い、複数の分野別担当者によりピックアップ
- 入手情報点検チーム(全体)による二次点検
 - ・①の情報について、全体を点検
 - ・②の情報について、一次点検によりピックアップした事案を点検
 - ・更に、対応すべき事案を抽出し、対応方法について検討する

通知

消費者安全課
事故調査室

消費者安全調査委員会



(独)国民生活センター

- ・テスト予定案件
- ・センターでの注視案件（危害情報を含む）
- ・相談解決のためのテスト一覧を共有

意見交換・
情報提供

対応を行う
候補機関の
振分け

【生命身体事案等情報共有打ち合わせ】

- ・三者がそれぞれ注視している案件及び国民生活センターで対応している案件について情報共有、意見交換を実施

対応を行う
候補機関の
振分け

連携

対応を行う
候補機関の
振分け

【対応】

商品テスト等の実施、
注意喚起、
事業者・関係省庁への
要望等

【対応】

事故情報の定期公表(消費者安全法 週1回、消費生活用製品安全法 週2回)、
注意喚起、事業者・関係省庁への確認・要請等(消費者安全法第14条、第38条、
第39条を含む)

【対応】

自ら調査、他機
関の調査結果の
評価等
(消費者安全法第23
条、第24条による)

事案によって複数の機関で対応

(例) 緊急的には消費者安全課が対応し、同時並行で消費者安全調査委員会でも対応に入る、など